

岐阜県介護予防推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 岐阜県介護予防推進事業実施要綱第3の1に基づき、介護予防関連事業の評価等を行い、市町村における効果的な介護予防関連事業を支援するために岐阜県介護予防推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の事項に関する意見交換を行うことを目的とする。

- (1) 介護予防関連事業
- (2) 介護予防関連事業に従事する人材の確保及び資質向上
- (3) 介護予防の普及啓発
- (4) 介護予防事業マニュアルの作成
- (5) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 会議は別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 会議には、会長1名、副会長1名を置く。会長及び副会長は、構成員の互選により選出する。

(任期)

第4条 構成員の任期は3年とする。ただし、補欠の構成員の任期は前任者の在任期間とする。

(職務)

第5条 会長は会議を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 会議は必要に応じて健康福祉部高齢福祉課長(以下「高齢福祉課長」という。)が招集する。

(専門部会の設置)

第7条 会議に付議する事項について具体的な検討を行うために「運動器の機能向上部会」、「口腔機能向上部会」及び「栄養改善部会」を設置する。

- 2 部会は、別表2から4に掲げる者をもって構成する。

- 3 部会構成員の任期は3年とする。ただし、補欠の構成員の任期は前任者の在任期間とする。

(関係者の出席)

第8条 高齢福祉課長は、会議又は専門部会において必要あるときは、学識経験を有する者及び関係者をアドバイザーとして出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、健康福祉部高齢福祉課に置く。

(その他)

第10条 会議の運営に関し、必要な事項は、高齢福祉課長が会長と協議のうえ定める。

附 則

この要領は、平成18年 8月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成19年 5月10日から施行する。
- 2 この要領の施行後に最初に選任される専門部会「口腔機能向上部会」の委員の任期については、改正後の第7条第3項の規定に関わらず、平成21年8月14日までとする。当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても、同様とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年 5月22日から施行する。
- 2 この要領の施行後に最初に選任される専門部会「栄養改善部会」の委員の任期については、改正後の第7条第3項の規定に関わらず、平成21年8月14日までとする。当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても、同様とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱に基づく委員である者は、この要綱の施行の日に改正後の要綱の規定により構成員となったものとみなす。この場合において、当該構成員の任期は、施行日における改正前の要綱に基づく委員としての任期の残任期間とする。